

平成 24 年 12 月 19 日開会

平成 24 年 12 月 19 日閉会

議会改革推進特別委員会会議記録  
(要旨)

久慈市議会事務局

## 議会改革推進特別委員会会議録

平成24年12月19日（水曜日） 午後4時5分

### 協議案件

- (1) 分科会の設置について
- (2) 小委員会の設置について
- (3) 分科会の委員の選任について
- (4) 小委員会の委員の選任について

### 出席委員（23名）

・桑田鉄男委員長 ・小野寺勝也 副委員長  
・梶谷武由委員 ・下川原光昭委員  
・藤島文男委員 ・上山昭彦委員  
・泉川博明委員 ・木ノ下祐治委員  
・畑中勇吉委員 ・砂川利男委員  
・山口健一委員 ・澤里富雄委員  
・中平浩志委員 ・小柳正人委員  
・堀崎松男委員 ・小倉建一委員  
・城内仲悦委員 ・下館祥二委員  
・中塚佳男委員 ・高屋敷英則委員  
・宮澤憲司委員 ・大沢俊光委員  
・濱欠明宏委員

### 欠席委員

なし

### その他出席議員

・八重櫻友夫議長

### 事務局職員出席者

事務局長 一田昭彦 事務局次長 大森正則  
庶務グループ 五日市清樹 議事グループ 田高慎  
総括主査 主任 長内紳悟

午後4時5分 開会

○委員長（桑田鉄男君） 本会議終了後でお疲れのところ大変ご苦勞をおかけします。ただいまから、第1回議会改革推進特別委員会を開催させていただきます。

私、委員長というご指名をいただきました。付託されましたことについて、それらが達成できるように頑張りたいと思いますので、委員各位にはよろ

しくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

○副委員長（小野寺勝也君） さきほどの本会議で副委員長に選任をされたところでありますが、開かれた市議会、市民と議会の乖離の解消、あるとすれば、

解消に努めて、委員長を補佐してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお祈りします。

○委員長（桑田鉄男君） 出席議員は全員であります。それでは、次第によりまして進めさせていただきたいと思いますが、本日の議題については、12月6日開催の議員全員協議会において事務局からの説明がありました。本委員会の組織体制等についてお諮りするものであります。

なお、お手元には本委員会の組織体制等についての議長案と議会改革検討委員会による議長答申書の写しをお配りしております。

それでは、まずはじめに分科会の設置についてお諮りいたします。

○濱欠明宏委員 議事進行。

設置目的があつて、これから進まれるわけですが、この中で、最初の「二元代表制の一翼を担う議会」、これについて土風館でも説明不足だったんですけども、改めてどうということをお聞かせください、委員長。

○委員長（桑田鉄男君） 私も、議員も選挙で選ばれているわけでございますし、市長も選挙で選ばれているものです。

そういったなかで、執行機関と議会はそれぞれ一翼を担う部分なわけですが、「議事機関としての政策形成機能」、設置目的にもあるんですが、さらに、「市民に対する最終決定機関としての議決責任」、これを果たすために委員会を設置するものであります。

○濱欠明宏委員 それはそれなんです、この設置目的のなかで、字が欠落していると思うんですよ。

「二元代表制の一翼を担う議会」と、こうあります。今、委員長からそれぞれ選挙で選ばれているんだという、市長も議員もという話でしたが、議会は合議してはじめて市当局、市長と対立する関係があるんです。

昨今、多数決の横暴が流行っているんだけど、基本的には合議をする。民主主義ですから。きわめて合議をしていくということが大事でね。

とかく、拙速にすぐ採決をしたがる傾向のほうが強くて、この合議というところをきちんと設置目的に入れてほしいんですけど、いかがですか。

**○委員長（桑田鉄男君）** まさに、濱欠委員のほうからご提言があったとおりで思っております。

いろいろ議論をしていくなかで、合議できなかった、そういう場合は採決もありえるのかなと、そういうふうには思っていますが、いずれ合議するということが基本だと思っております。

**○濱欠明宏委員** 合議体たる議会であるということの認識をまずしてほしいと思います。

それから採決があるというのは、それはあるかもしれないけれども、本会議場でも言いました温故、古きを訪ねる。そして、現状の規則、ルールはなんとなっているのかと。

俺、今日はあれ以上しつこくやるのも、今日はお祝いだっただからやらなかったけれども、本来は議会運営委員会が内定すると書いているんです。内定は何をして内定しているのかは書いてない。

つまり、内定にかかる環境、こういった場合に内定だよというのがないから、そういうことにおいて、いわば多数決で決めたのを議長が受けて、指名推せんをしたんですけども、俺はそこから出たけれども。

いずれ、法解釈がある問題があるとすれば、その法解釈がよく分からないことを平気でやるということはしないようにしていただきたいと思う。きちんとその点をお互いが合議をしながら話し合って、まとまるんですから必ず。

よしんば、議長が今日指名推せんしなくても、委員長、副委員長になっているんです。

議長に手を煩わせて、しかも議長が土風館で二元代表制に答えられなかった環境を作っているのが、私はうまくないよと。

やはり、議長の顔をたてるような仕組みを作って、そして、議長に中立を保たせながら、我々が一生懸命議論して合議をして将来にいいものを残していく。いいものを残していくためには、今何が悪いのかということね。何がいいのかということもきちんと精査する必要があるの。

精査したうえでこれは導入しましょう、これはもうやめましょう。そういうことなわけ。今の現状認識、温故という気持ちを忘れずに、現状認識をきちんとして、そして合議をしながら一つずつ進めていく。これを進行上、お願いを正・副委員長に申し上げたいと思います。以上であります。答弁はいりません。

**○委員長（桑田鉄男君）** 答弁はいりませんということなんですが、今、濱欠委員のほうから出された意見、これはまさに先ほども話したんですが、その通りだと思います。

そういうことでお諮りをしたいんですが、設置目的のところの5行目、ここに「こういった認識に立ち、その機能を十分に発揮し」というところがございすが、その後「合議体である議会としての役割と責任を果たしていくためには」ということで、ここに「合議体である」という文言を入れたいんですが、これでいかがでしょうか。

**○濱欠明宏委員** けっこうなことです。

**○砂川利男委員** 設置目的とかいろいろたたき台になるものが出てるんだけど、前の時も私申し上げたと思ってるんだけど、この設置目的を実施していく、じゃあその根本の理念なり根拠は何なんだといった時に、何の目的にあなた方がやるんですかということに私は順序としてなると思う。

ですから、どうしても議長が諮問する形で始めたとするならば、諮問する段階においての議会改革というものは今まではこうでこうだったと。したがって、ここを改革していくことが必要なんだという意味において、取り組んでいきましょうという構想なり理念なりがあって、それに基づいて、じゃあ取り組んでいましょうという形になって、こういうのが出てくるのが私は順序だと思うんです。

それが無い限りにおいては、話し合いも議論もできないですよ。これだけをポンと出して、どうしますか、やっていきますかということ。

私、ですからこの前も議長さんをお願いしたんです。簡単でも何でもいいから、絶対に趣旨なり理念なり構想というものが前段にきて、その次に具体的に取り組んでいきますよというのが来なければおかしくないですかということも申し上げてるけれども、一向に出てきたように感じてないんですが、そういった部分は必要なくてもいいんですか。

**○委員長（桑田鉄男君）** この前、6日だったと思います。全員協議会の中で答申はするんだと、検討委員会の中で検討した部分については。

その中に、当委員会では、諮問のあった『市民にとってわかりやすく開かれた議会』、『市民に対し、議決責任と説明責任を果たし、政策提案に取り組む議会』、『市民本位の議会改革に継続的に取り組む議会』の3つの視点に立って、改革すべき事項の抽出を行ったということで、それを改革すべき事項を短期・中期・長期に分類しながら、計画的に議会改革を推進すべきとしたところであって、その具体的な内容というのは――。

これは配布になってますよね、答申書。

ここのところにあるんですが、短期的事項、例えば議会基本条例の設置、①から⑨まであるんですが、そういうこと。中期的なこと、長期的なこと。このことじゃないかなというふうに思うんですが、ご理解いただきたいと思います。

**○砂川利男委員** ですから、今お話をした形のものをこのペーパーの手前に来てもらわなければならない。

その趣旨なり理念なり構想なり来てもらって、それでじゃあ特別委員会の中で取り組んでいきましようかというふうに、私は理解の仕方です。

ですから、それがなければ質問も議論もできない。

**○濱欠明宏委員** 順序です。今、ちょっと砂川さんが話したけれども。気が付いたけど、12月6日の改革検討委員会の話をしたんだけど、これはもうないんですよ、今。

議長に答申をした結果、議長がこの議長案なるものを出したんですよ。だとすれば、最初に委員長は議長から出てる案について、議長から一言話しがあるべきが最初の入口じゃないですか、この議長案の説明が。

今日、委員長が委員長になったんですよ、さっき。その前に、議長がこういう答申を受けて、議長が特別委員会にこのことをお願いしたいということを議長が書いてあるわけだから。

この説明をきちっとする、あるいは議長からどういうことだかというのを聞いて、それから、これに入っていきたくないの。ごっちゃにしちゃだめでしょ、私的な改革委員会と公設された特別委員会とがごちゃごちゃだとうまくない。

あなたから説明されることでしょ、短期・中期、ど

こに書いてるの、議長案に。ないんですよ、こっちには。答申にあっても。

**○議長（八重櫻友夫君）** 私のほうから説明させていただきます。

まず、本定例会ありがとうございます。濱欠議員さんのほうからは貴重なお話いただきまして、いずれ先ほども出ましたんですが、合議体という言葉を知らせていただきました。

やはり、私は会派というものはなんぞやと。そしてまた、議会運営委員会というのは何だと。それもやはり、一つの流れは合議体ということであるんだろうという思いであります。

そういう中で、さきほど砂川議員のほうからも話がありましたんですが、この内容につきましては、いずれ数十回にわたって、議会改革検討委員会をやらせていただきました。

そういうなかで、最初は盛り上がりましたが、中盤の頃はなかなか苦戦をいたしまして、どのようにしたらいいのかと。各会派に持ち帰って意見を聞いてくれということで、代表者の方にはお話しした経緯もございます。

そういう中で、1年経過しているし、そろそろもう、一つのをまとめようということで、先日の議会報告会を開催させていただきましたし、議員間討議についてもさせていただきまして。そしてまた、請願等についての請願者の意見を聞くこともさせていただきました。

そういう流れを汲んでの中でのこの方式、この設置目的等を記入させていただいたところでございます。

いずれ、今まで数十回にわたって議会検討委員会の中では、私一人でやってるものではないですので、いずれ各会派の代表者が出てきてくれまして、その人たちから持ち寄っていただいて、話し合いをして、そういう中でのこういう形が出来上がっているというのをご理解いただきたいと思います。

いずれ、内容等については、昨日今日すぐ決めたものではございませんが、いずれ経過を踏まえて長い1年数か月の経過を踏まえて、こういうふうにしたいということで提案させていただきましたので、その点ご理解していただきたいと思います。

**○砂川利男委員** 議長のおっしゃることも首尾一貫して、この間と変わらないんだけど。

ですから、その考えに基づいて、改革が進んでいくというわけですから、これは言葉はしゃべったりすれば聞いているわけですから。

だから、議論のすれ違いが出た時は、基本はこの構想であったり理念であったり、進めていくのの柱だと私は思う。

ですから、それがどうしてもこれに付けてもらわないと、議論が進まないと思う。何十回、どんだけ時間をかけて、そりゃあ検討委員会で会派の代表者の皆さん方が議論してきたかもしれないけども、順序を飛ばして議論していると思う。

ですから、どうしても私が言っているところの原点にかかる部分を示していただかないと。例えば、今、議会で皆さんはお互い理解するんだけど、市民の人があなた方、こういうのやるって何が基本で何が問題で、何をどういうふうにするんですかって聞かれた時に答えようがないの、実際の話。

ですから、柱となるものは、私は順序として進まないと思うから、前のときも議長さんに簡単でいいからそれを示していただかないと議論を進めていくのに大変じゃないですかということをお願いしたのはそういう意味なんです。

反対するつもりも何もない。どうぞやっていただきたいし、やるべきだと私は思いますので、そこはお間違いのないようにご理解をお願いします。

**○事務局長（一田昭彦君）** それでは、議長がさきほどお話しした設置の議長案について、12月6日の全協で簡単にはご説明したんですが、ただその時は設置目的とかそういう部分もございませんでした。

それと、全協と今回の特別委員会は全く違うということで、改めてきちっとご説明したいと思います。

**○砂川利男委員** 説明を何回聞いても、ペーパーにおしてもらったのを出してもらわないと。皆に配布してください。

**○事務局長（一田昭彦君）** 皆さんのお手元に配付ありますが、それについてご説明いたします。

議会改革推進特別委員会の設置について（議長案）という2枚ものの資料でございます。

さきほど、砂川議員さんのほうからお話がありました、まず設置目的という部分を1として記載しております。

これらは、基本的には議会改革検討委員会等でご検

討いただいた意見等、答申の内容等を組み合わせて、こういう形で議長案を作成したわけでございます。

設置目的は、近年の地方自治体における自己決定権と責任領域の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、執行機関に対する監視機能の一層の強化と、議事機関としての政策形成機能の充実、さらに市民に対する最終決定機関としての議決責任と説明責任が求められている。

これが現在の情勢といたしますか、こういった背景でございます。

こういった認識に立ち、その機能を十分に発揮し、議会としての役割と責任を果たしていくためには、積極的に議会の見直しと活性化を進める「議会改革」の取り組みを推進していくことが喫緊の課題である。このことから、議会改革推進特別委員会を設置したいとするものである。

組織図でございますが、さきほどご決定いただき設置いただきました、議会改革推進特別委員会。そして、これはたたき台でございますが、その下に小委員会方式として幹事会、そしてその下に分科会方式として条例策定専門部会、広報広聴専門部会、定数報酬等研究部会、このような形で提案するものでございます。

委員会に関する規定としまして、(1) 特別委員会は、議長を除く委員23名で構成する。(2) 幹事会の正・副幹事長は、特別委員会の正・副委員長が兼務する。また、幹事会の委員には、各部会の正・副部会長を充てる。(3) 特別委員会の委員長は部会に属さない。(4) 議長は、自治法105条により委員会、小委員会及び部会に出席し発言できる。(5) 部会は、審査経過を幹事会に報告する。(6) 幹事会は、各部会の審査経過報告を受け、その可否を委員会に報告する。(7) 幹事会については幹事長が招集し、部会については各部会長が招集する。

で、実際の各分科会の所掌事項でございますが、これはもう一つ資料として皆さんのお手元に「議会改革に関する答申」ということで、12月6日付けで検討委員会の委員長から議長から答申を出しました。

そのなかで、短期的にこういうことをやっていく、中期的にこういうことをやっていく、長期的にはこういうことをやっていく。これについて、議会改革を推進するとしたところであり、その具体的な内容はこのとおりですというような答申が出されました。

その答申の部分と各分科会での所管事項でございますが、基本的には条例策定専門部会は25年中の議会基本条例の制定を目指し策定作業を行う。また、他の部会に属さない改革事項の推進を図る。基本条例だけでなく、それ以外の改革の部分についても他の部会に属さない部分はここでまとめます。

そのうち、短期の部分、答申の部分と内容が一致していますが、議会基本条例の制定、そのなかには請願・陳情提出者の意見陳述、議員間討議の実施、議決事件事項の拡大、反問権の付与の検討、議員の政治倫理の検討、通年議会の導入の検討、一般質問の運用見直し。それから長期として、会派室の充実について検討・推進を図る。

次の広報広聴専門部会は、議会報とかホームページの充実や議会報告会の企画運営など、広報広聴の推進を図るということで、短期でいいますと、議会基本条例の制定という項目の本会議以外の会議の積極的公開、議員の出席及び議案賛否の公開、議会報告会の開催、議会広報の充実、議会ホームページの充実。

最後に、定数報酬等研究部会になりますが、議員定数のあり方、議員報酬等のあり方について、これは推進とか検討じゃなくて、まず研究を行う。そして、中期的には議員定数のあり方、また議員報酬等のあり方についても研究を行う。

このような形での分科会を3つにしたらよろしいのではないかと、そして、分科会の正・副部長が幹事会に入るという組織でのまったくのたたき台でありますので、これを基本にご議論いただきたいと思っております。以上です。

**○砂川利男委員** 私の考え方と進め方の考え方の大きなズレがようやく分かりました。

つまりは、私の解釈は、改革を進めていくための単なる設置目的というのは理由に過ぎないというのが私の解釈なんですよ。

要するに、例えば、本でも法律でも最初にそれを始めていく理由があるんですよね、一番最初に。

そのことを議長が議長選挙の段階で言葉に出しているんです。ですから、要するに、議会改革ということは今までの議会はこれこれこういう形でこうだったと。したがって、それをこれからの時代に向けてこういうふうにしていく必要性はこれこれこういうことが我々の情勢を取り巻く中に起きているのだと。

したがって、それに対応していくためには議会改革という名のもとに、こういうふうに改めていくのだという必要に基づいて、私はこれこれこういう方向に具体的に取組んでいくためのやり方を講じてみたいというような、大きな大義のある大ざっぱな柱がバンときて、それでじゃあそれを具体化していきましようかという段階で、この簡単な説明のもとにこういう案が出てくるのが私は順序だと思って、いままで質問してきたんですよ。

ですから、私が言っているのにここが相当するんだという解釈で進めているというのであれば、私の考え方は大きな隔たりがあるなということが分かりましたので、これを認めるというのではないけど、お宅らの考え方は分かりました。以上です。

**○濱欠明宏委員** 今の説明でも、設置目的のなかで執行機関に対する監視の一層の強化、裏を返せば、いままで生ぬるかっただということなの。

それから、議事機関としての政策形成機能について、これは政策の発議をするようなことだと思うんだけど、それは長年戦後60何年やっている議会のなかで、それも不十分だったと。

市民に対する最終決定機関としての議決責任は、これは議決機関だから議決責任を果たしてきたんだが、説明責任が不十分だったと。それは広報でこれまでやってきたんだけど、そういう状態であると。

したがって、要するにこれまでの60何年間やってきた議会はぬるくて、発議もしなくて、説明責任も足りなかったから活性化するために議会改革をしましようということなの。そこを確認させてください。

温故について確認します。委員長から聞いているの。

**○城内仲悦委員** 発言したいのにいいじゃないですか。

**○濱欠明宏委員** 関連があるなら関連があるってしやべって。

**○城内仲悦委員** 関連です。いまそういう発言をするんだけど、我々の認識のなかに、この目的のなかで言ったことが皆感じていると思うんだよね。

いわゆる監視機能についても、議事機関としての政策形成、議員が提案して条例をつくったりとか、ほとんどないし。

実際、そういう権能があるんだけどやってきていない部分が多々あったと思うんですよ。現実そうなわけ

ですよ。

だから、そこを少しでもやっぱり何とかしていこうというのが出発点なわけですから。

私も今、基本条例の考え方を勉強し始めているんですけど、そういうやっぱり今まで私たちがやってきたことについての反省点やら、いろいろ持っていて、そういうのが根底にあるから、これがスタートしたと思うんですよね。スタートしたわけですよ。

議長が確かに議長選でしゃべった。それもスタートだろうし、それから諮問機関つくっていろいろ検討してきたと。その間、議会運営委員会とも先進地を視察してきた。いろいろやってきたわけです。そういったなかで、ああこういった点は進んでいるなという市議会を見たときに、改革する部分がいっぱいあるなというのを感じてきているわけです。

だから、そういう形でやってきているわけだから、そこのところからスタートするのは私はいいと思うんですよ。

**○濱欠明宏委員** 議事進行。

城内さんの意見は意見でいいんだけど、関連がなくて、俺にまったく答弁しているんだか、答弁していないんだか、自分の意見を述べているんでね。

私のさっきの話について委員長のまず答弁をしたうえで、今の話は城内さんから聞くということにしないと、ごちゃごちゃになってしまうから。

整理整頓しながら。

**○委員長(桑田鉄男君)** これは議長案でございますが、私としまして、いずれ監視機能の一層の強化、これはいままで強化がされていなかった、ダメだったということではないんですが、より一層、今の状況の中でしていくべきだと。

あと、濱欠委員のほうからも話があったんですが、いずれこれまでの長い議会の歴史の中でもなかなか議会の側からの政策提案、こういうのも若干少なかったのかなと思ってますし。さきほど議決責任、説明責任ということについては、広報等で知らせているということなんです、よその議会等を見ますと個々の賛否の状況とかそういうことも載せたりしているようでございますので、より一層この部分についても公開をしていくべきではないのかなと、そういうふうに思っております。

**○濱欠明宏委員** 今日は5時半から年末懇談会があ

るということなもんだから、今日は設置をされて、いろいろ意見もあるようだし、これを今ここでどんどん進めていっても、どこで切ればいいか分からなくなるから、今日はまず議長案が出されましたよと。こういったことを踏まえて、皆さんそれぞれ検討していただいて、整理整頓しながら今後の進め方を見たら。

それともガチっとやるの。やるならやってもいいんだよ、そうすれば5時を過ぎるよ。

**○城内仲悦委員** いかべ、過ぎたって。

**○濱欠明宏委員** いいならいいよ。やるべ、とことんやるべ。

**○木ノ下祐治委員** とことんもいいけど、やることを決めてやるべや。

**○濱欠明宏委員** だから、今日はこれぐらいにしていんだっつうの。

あとで、ちゃんと10時からやるのさ。そんなに喧嘩するような話じゃないんだよ。

**○委員長(桑田鉄男君)** 議長案について、議長のほうから。

**○議長(八重櫻友夫君)** 大変いろいろありがとうございました。いずれ、私のほうから出したものですので、今日決めていただいたように、議長を除く議員で構成するという組織になっておりますので、いずれ各委員の人たちがいろいろ出していただきまして、その中でたくさん議論していただいて、決定していただければいいなという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

**○泉川博明委員** さきほど、城内委員さんの質問がちょっと中途半端なので、もう一度聞かせてもらいたいなど。いかがでしょう。

**○城内仲悦委員** 私が言いたいのは、いろいろ意見あるけども、現在ここまで到達したのは何かということなんです。

私自身は、ここの目的のなかにある、ちゃんと議論をして、不十分だったと会として。議事機関としての政策形成機能としても、例えば提案権もあるんだけど、しかし議会として条例をつかったことないし、ないわけです、残念ながら。

こういった点で、当然研究してやっていく必要があるだろうということだし。それから、議決した責任についても、なかなか今までこうしてやりましたという理由をつけてやったこともないわけです。

そういった点で、広報を変えることも必要だろうし、広報広聴会ということで聴く機会もいままでなかったということですから、そういった点もやっぱりお互いそういう認識なり感じているなかで、ここまで進んできたわけですよ。

で、議長の諮問機関であった委員会があつて、そこが会派の会長でいろいろ議論やってきたと。そこにおいての答申が出たということですから、それに基づいてやっぱり特別委員会が設置されて、そういった方向でやるべきだなというふうに私思ったんで。

いろいろ意見はあるだろうけども、ここまで来ているわけですから、その点で設置目的があるような状況を受けながら、やっていくべきじゃないかということで、私は率直にそう思ったので、さきほどしゃべりました。

**○議長（八重櫻友夫君）** さきほどお話したことでございますが、いずれ議長案ということで出ささせていただきましたもんですから、濱欠議員のほうから大変いい言葉が出たんですが、合議体である議会であればいいというお話ございましたもんですから、そういうのであれば、そういうのも非常に大事だと思いますので、各委員の皆さん方でこの文面等、文書の訂正等でもいろいろ論議していただいて、議論していただければいいなという思いでありますので、その点について答えさせていただきます。よろしくお願ひします。

**○委員長（桑田鉄男君）** 本日はこの委員会が設置され、正・副委員長の指名を受けました。

そして、議長のほうから議長案を示していただいて、いずれ文言等についても皆さん方で議論を尽くしていただき、いい委員会にしていきたいということです。

私どもといたしましても、前段に申し上げましたが、協力をいただきながら付託されました事項、この設置の目的に沿って今後進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

年末懇談会もございませうし、議会報の特別委員会も予定されているようございませうので、本日は特別委員会をこれまでにしたいと思ひます。

久慈市議会委員会条例第31条第1項の規定によりここに署名する。

議会改革推進特別委員長 桑田鉄男

午後4時43分 閉会